

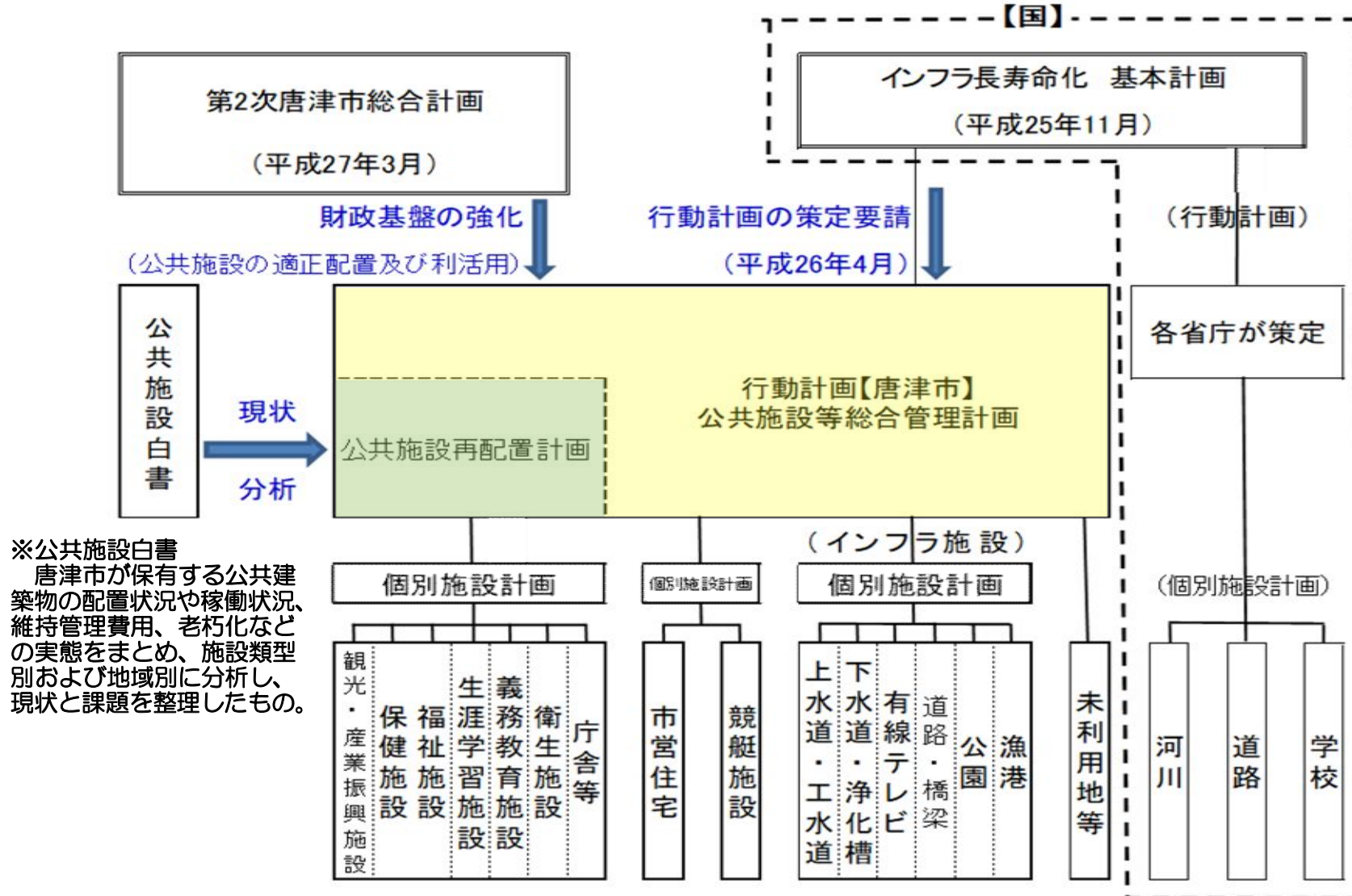
唐津市公共施設等総合管理計画 について

令和5年7月31日（月）

財務部 公共施設再編・資産活用課

- ◆ 公共施設白書の策定（平成28年度）
- ◆ 公共施設等総合管理計画の策定（平成28年8月）
国の指針に基づき策定（計画期間：平成28年度～令和16年度 19年間）
削減目標を設定
- ◆ 公共施設再配置計画の策定（平成30年9月）
公共建築物のうち行政財産（トイレ、倉庫類を除く）306施設について
短期・中期・長期（30年計画）区分ごとに方針を明記
- ◆ 公共施設のあり方に係る特別委員会（R1年6月～R2年11月）
公共施設のあり方に関する提言
- ◆ 特別委員会からの提言を受け、公共施設再配置計画を見直し（令和4年3月）
- ◆ 公共施設再編推進条例制定（令和5年3月）

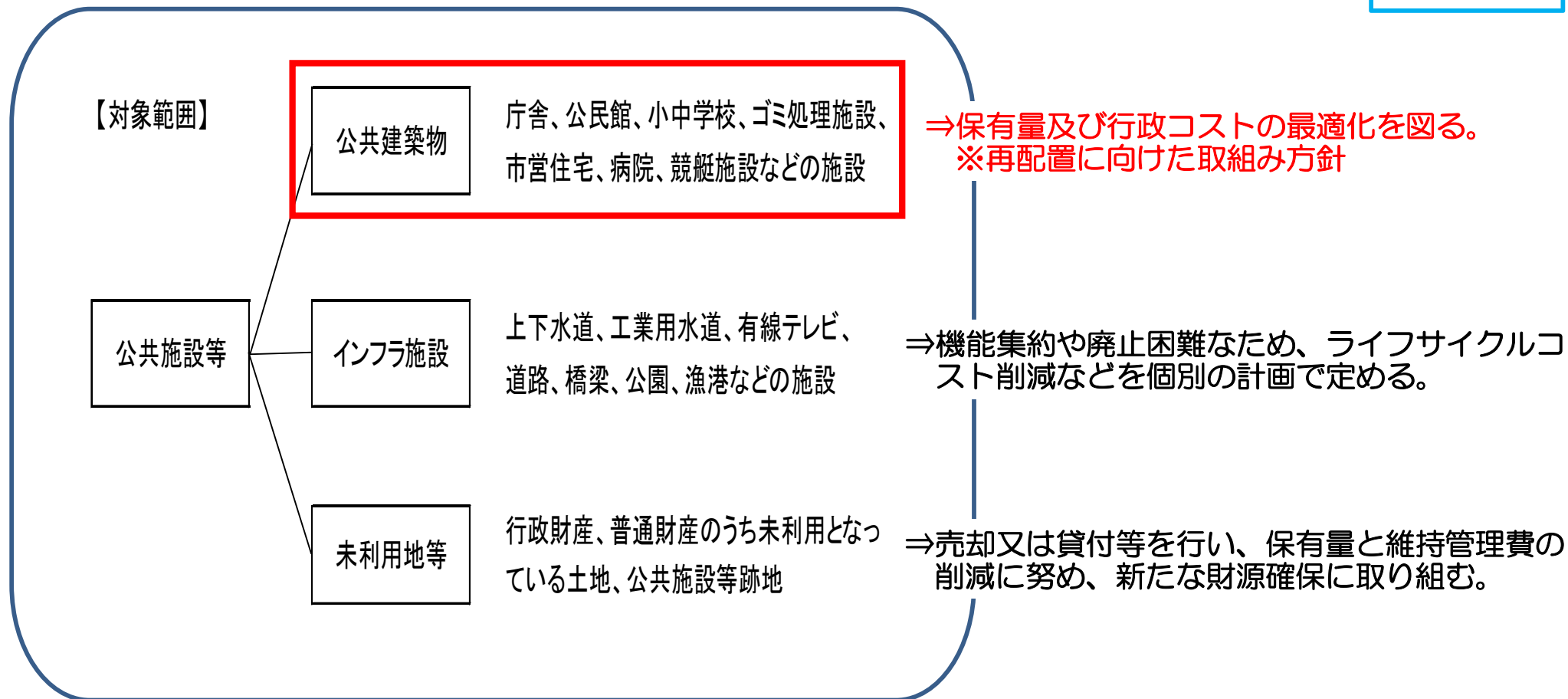
1 計画の位置付け



※公共施設白書
唐津市が保有する公共建築物の配置状況や稼働状況、維持管理費用、老朽化などの実態をまとめ、施設類型別および地域別に分析し、現状と課題を整理したもの。

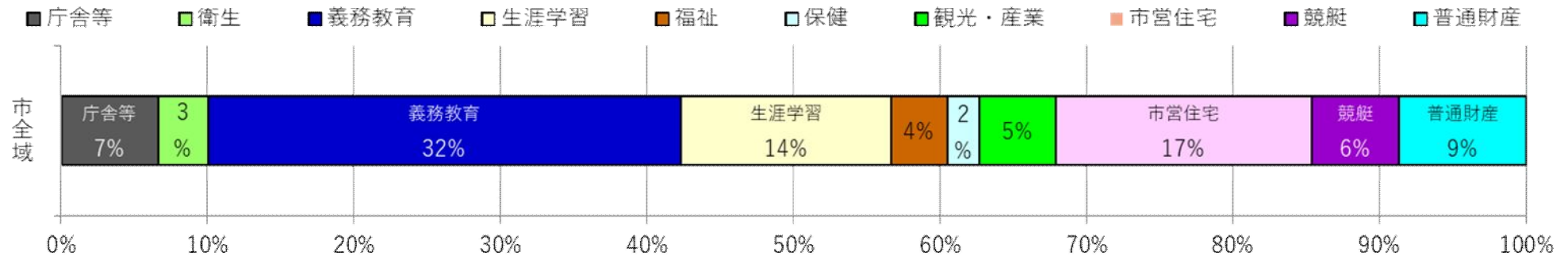
※公共施設等総合管理計画は、唐津市公共施設再編推進条例 (R5.3月) により策定根拠が条例により定められた。

2 計画の対象範囲



3 公共建築物の状況

総合管理計画
P4(一部加工)



※公共建築物 (H26年度末時点)

公共施設数：766施設

総延床面積：約79.7万 m^2

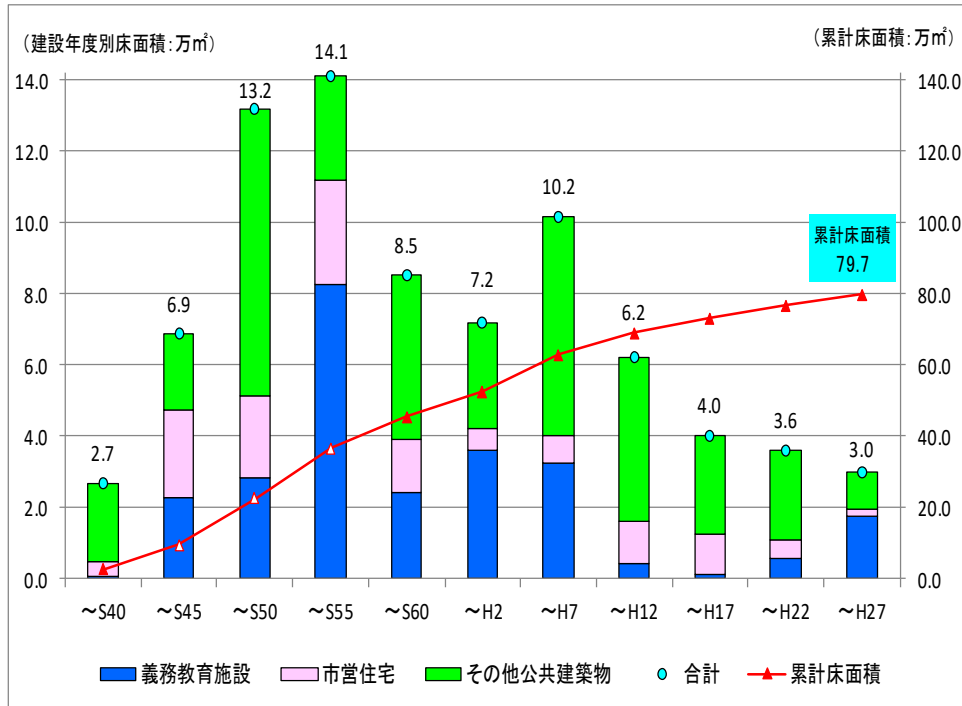
割合1位 義務教育施設：約25.7万 m^2

割合2位 市営住宅：約13.9万 m^2

4 公共建築物の整備状況

総合管理計画
P5

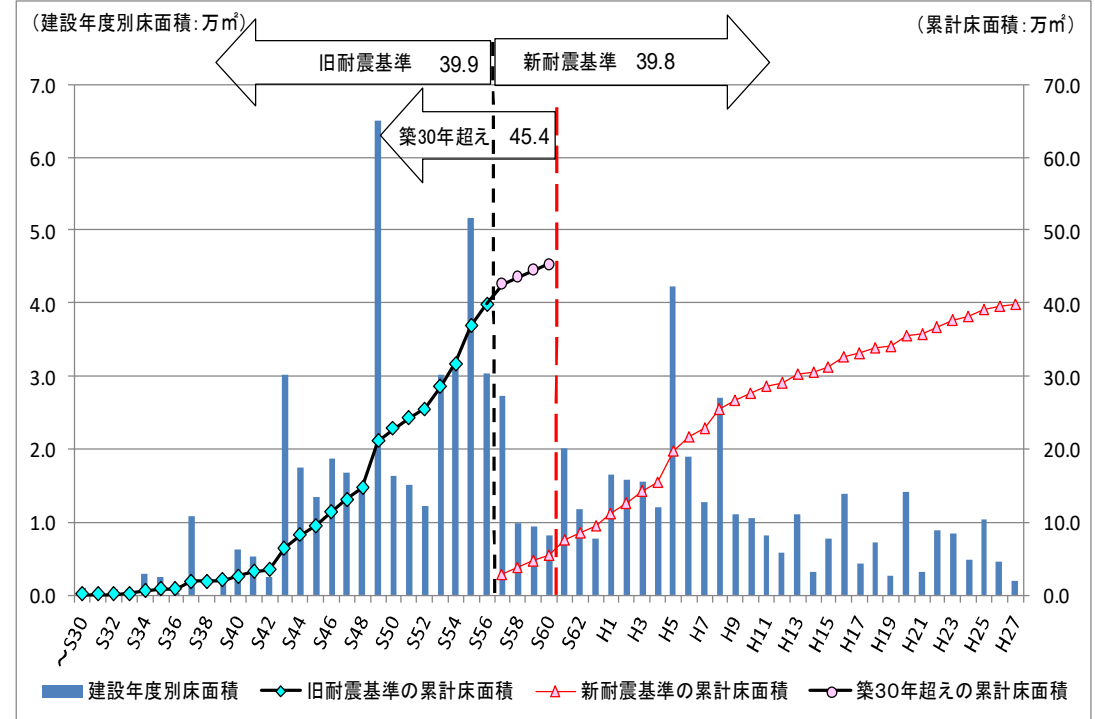
【公共建築物の建設年度別整備状況(延床面積)】



※延べ床面積等には、H26年度建設着工分(H27年度完了見込み)を含み、売却・解体予定施設分を含みません。

※公会計の資産台帳及び公共施設台帳をもとに作成

公共建築物の建設年度別整備状況(耐震基準と延床面積)】

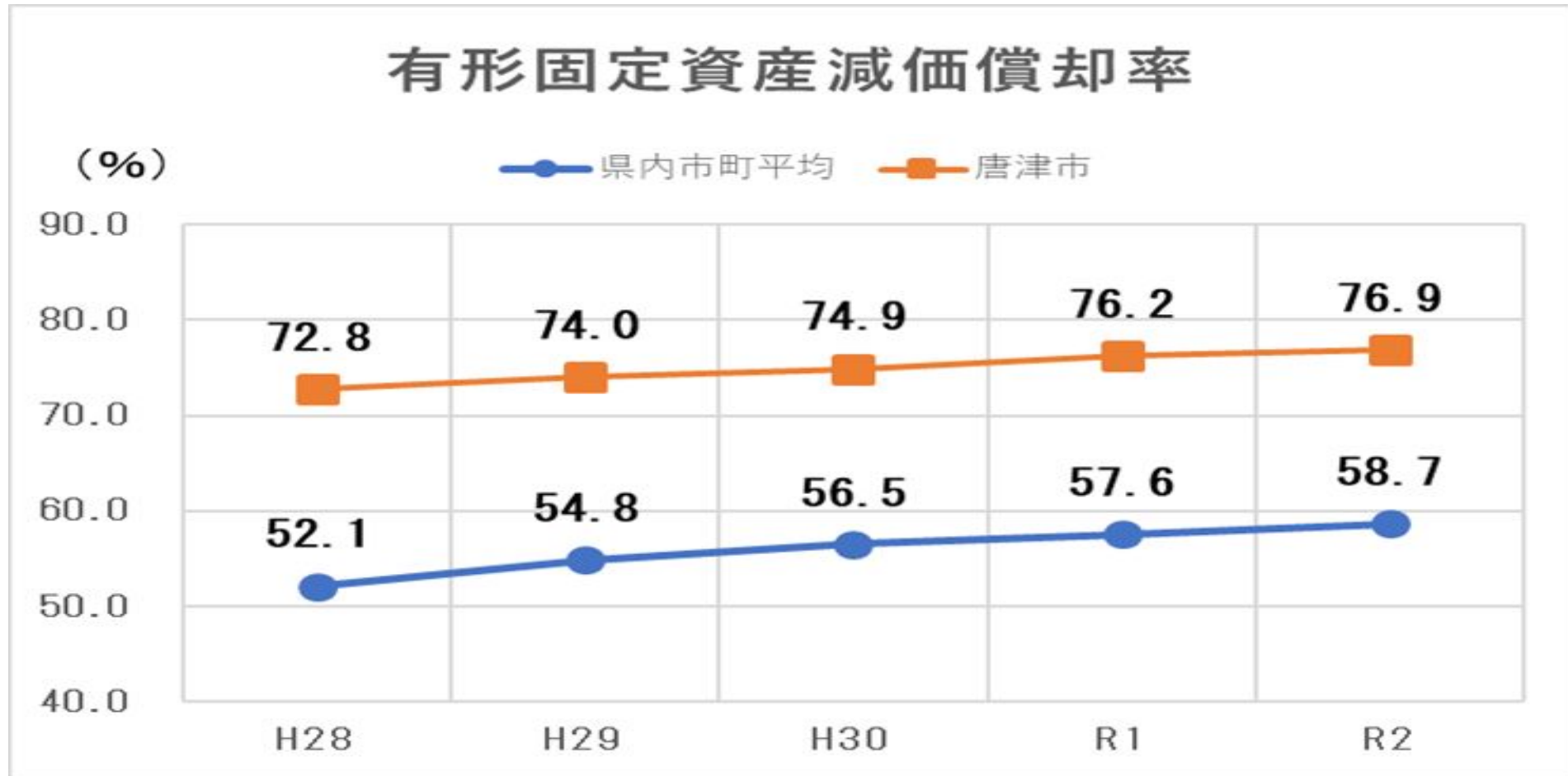


※延べ床面積等には、H26年度建設着工分(H27年度完了見込み)を含み、売却・解体予定施設分を含みません。

※公会計の資産台帳及び公共施設台帳をもとに作成

- 昭和40年頃～昭和55年頃まで右肩上がり整備が進められる。
- 平成26年度末時点 約79.7万㎡
 - 内 築30年超 約45.4万㎡
 - 内 旧耐震基準で建設 約39.9万㎡

【参考】



- 有形固定資産減価償却率は、資産の老朽化を表す指標で、数値が高いほど老朽化の程度が高い。
- 令和2年度末で唐津市は76.9%。県内市町平均と比較しても高水準にある。

5 主な増減施設（平成27年度～令和3年度）

新規・更新施設（新築、改築、購入、無償譲受）

施設区分	施設名
庁舎等	浜玉市民センター（公民館、社会体育館複合施設）
	消防東部分署、消防北部分署、消防南部分署、消防西部分署
義務教育施設	浜玉中学校、鏡山小学校
	東部学校給食センター
生涯学習施設	呼子公民館、竹木場公民館
	唐津市野球場
福祉施設	障がい者支援センター「りんく」
	鏡山第2放課後児童健全育成施設
	浜崎第2放課後児童健全育成施設
保健施設	健康サポートセンター「さんて」
観光・産業振興施設	ふれあい自然塾（自然体験ハウスほか）
	旧大島邸
市営住宅	コーポうしお台市営住宅
	美帆が丘市営住宅

譲渡施設

福祉施設	延寿荘
観光・産業振興施設	国民宿舎いろは島
	国民宿舎波戸岬
	国民宿舎呼子ロッジ
競艇事業施設	ボートピア三日月場外発売所
普通財産	呼子水光ビル、旧大成小学校

単独除却施設

義務教育施設	浜玉学校給食センター、厳木学校給食センター
	呼子中学校（管理教室棟）、本山小学校（管理教室棟）
生涯学習施設	七山池原集会所（旧池原小学校 校舎・講堂） 都市青年の家
福祉施設	切木保育所、高串保育所、中島保育園、岩屋保育園 入野保育所
観光・産業振興施設	七山農林産物特産品展示施設「鳴神の庄」
	岸岳ふるさと館
普通財産	旧馬川小学校
	旧竹木場児童館、旧山田児童館

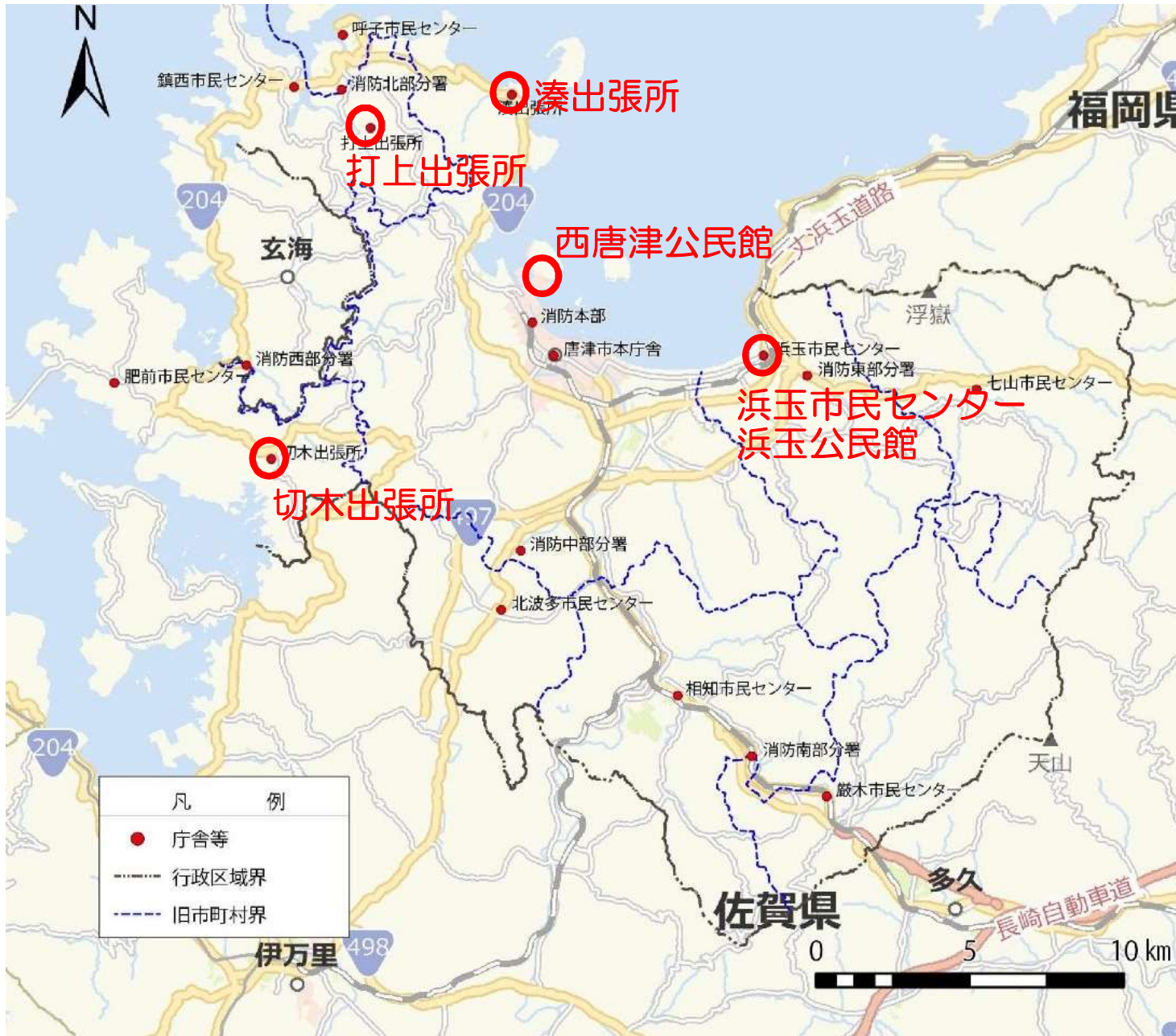
令和3年度公共建築物削減状況の管理

令和4年3月末現在

項 目	延べ床面積の増減状況 (㎡)					基準面積 (㎡) F	削減状況 (削減率) (F-E)/F
	H26年度末 総床面積 A	処分予定 現在床面積 B	処分済み 累計床面積 C	更新・新設 累計床面積 D	削減率算定 の対象面積 E=A-B-C+D		
H26年度末現在	797,921	1,086			796,835	796,835	0.00%
H27年度末現在	797,921	1,086	8,412	7,022	795,445	796,835	0.17%
H28年度末現在	797,921	9,122	17,567	24,913	796,145	796,835	0.09%
H29年度末現在	797,921	2,888	25,863	26,433	795,604	796,835	0.15%
H30年度末現在	797,921	4,482	36,921	39,440	795,958	796,835	0.11%
R1年度末現在	797,921	3,594	45,720	40,312	788,919	796,835	0.99%
R2年度末現在	797,921	17,502	52,347	51,992	780,064	796,835	2.10%
R3年度末現在	797,921	14,067	71,375	62,783	775,262	796,835	2.71%

※更新を伴わない処分（解体・譲渡）で、処分まで至っていない場合は、Bに計上し処分後にCに計上します。

※統廃合など更新を伴う処分は、新施設面積をDに計上する際に処分する旧施設面積をB又はCに計上します。





複合化

鉄筋コンクリート造一部2階建て

床面積 3,238.23㎡

1階 市民センター

社会体育館

2階 浜玉公民館

旧浜玉市民センター+旧浜玉公民館
(含 社会体育館)

△1,791.43㎡
(△35.6%)

床面積合計 5,029.66㎡

浜玉市民センター来庁者	H27年度 55,039人	⇒	R4年度 71,356人
浜玉公民館利用者	H27年度 23,496人	⇒	R4年度 33,807人



移転新築



鉄筋コンクリート造 平屋建て
床面積 1,209.03㎡

△937.69㎡
(△43.7%)

旧西唐津公民館 + 旧勤労青少年ホーム
床面積合計 2,146.72㎡

旧西唐津公民館利用者	H27年度 21,403人
旧勤労青少年ホーム利用者	H27年度 4,910人

●出張所（湊、切木、湊）用途廃止 ※R5.7.1

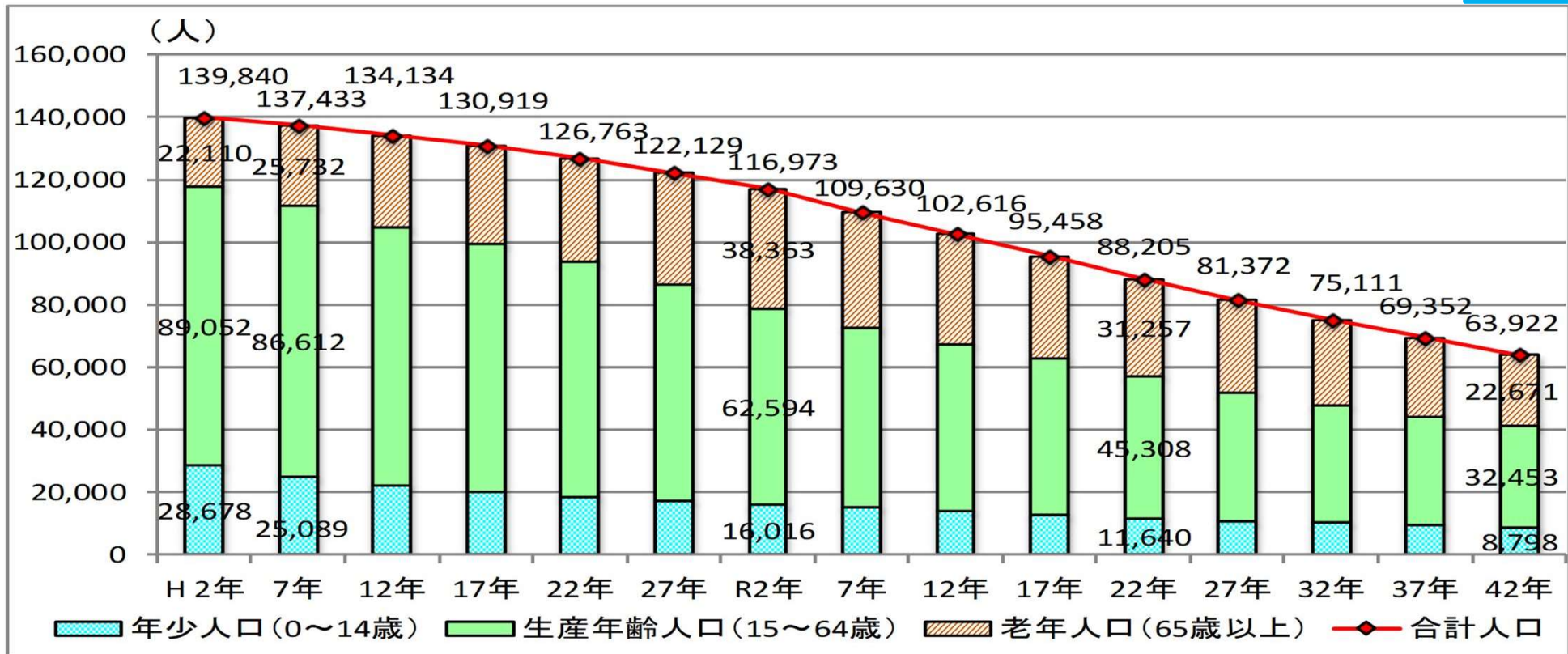
出張所廃止の考え方は、「公共施設のあり方に係る特別委員会」からの提言を踏まえ、「出張所で行ってきた行政サービスを、コンビニや郵便局で行う環境が整うことから、用途廃止する」もの。

出張所取扱事務一覧					
	取扱事務	現行	出張所廃止後		備考
			郵便局	コンビニ	
戸籍関係	住民票の写し交付	○	○	○	
	戸籍の証明書交付	○	○	○	コンビニは現在戸籍のみ対応
	印鑑登録証明書交付	○	○	○	
	住民異動届	○	×	×	
	戸籍の届出	○	×	×	
	印鑑登録・廃止	○	×	×	
	火葬許可	○	×	×	
税務関係 ※1	所得証明	○	○	○	
	課税証明	○	○	○	
	所得課税証明	○	○	○	
	納税証明、名寄帳、評価証明書	○	×	×	軽自動車税納税証明はR5.1～電子確認移行
保険年金関係 ※2	国保・年金諸手続き	○	×	×	
	後期高齢者医療費支給申請	○	○	×	郵便局は担当課へ取次
	高額介護合算療養費等申請	○	○	×	郵便局は担当課へ取次
	子供、ひとり親医療費助成申請書	○	○	×	郵便局は担当課へ取次
	重度心身障害者医療費助成申請書	○	○	×	郵便局は担当課へ取次
※1 湊出張所の現行取扱いは軽自動車税納税証明書のみ					
※2 湊出張所は現行の取扱いなし					



7 総人口及び年代別人口の見通し

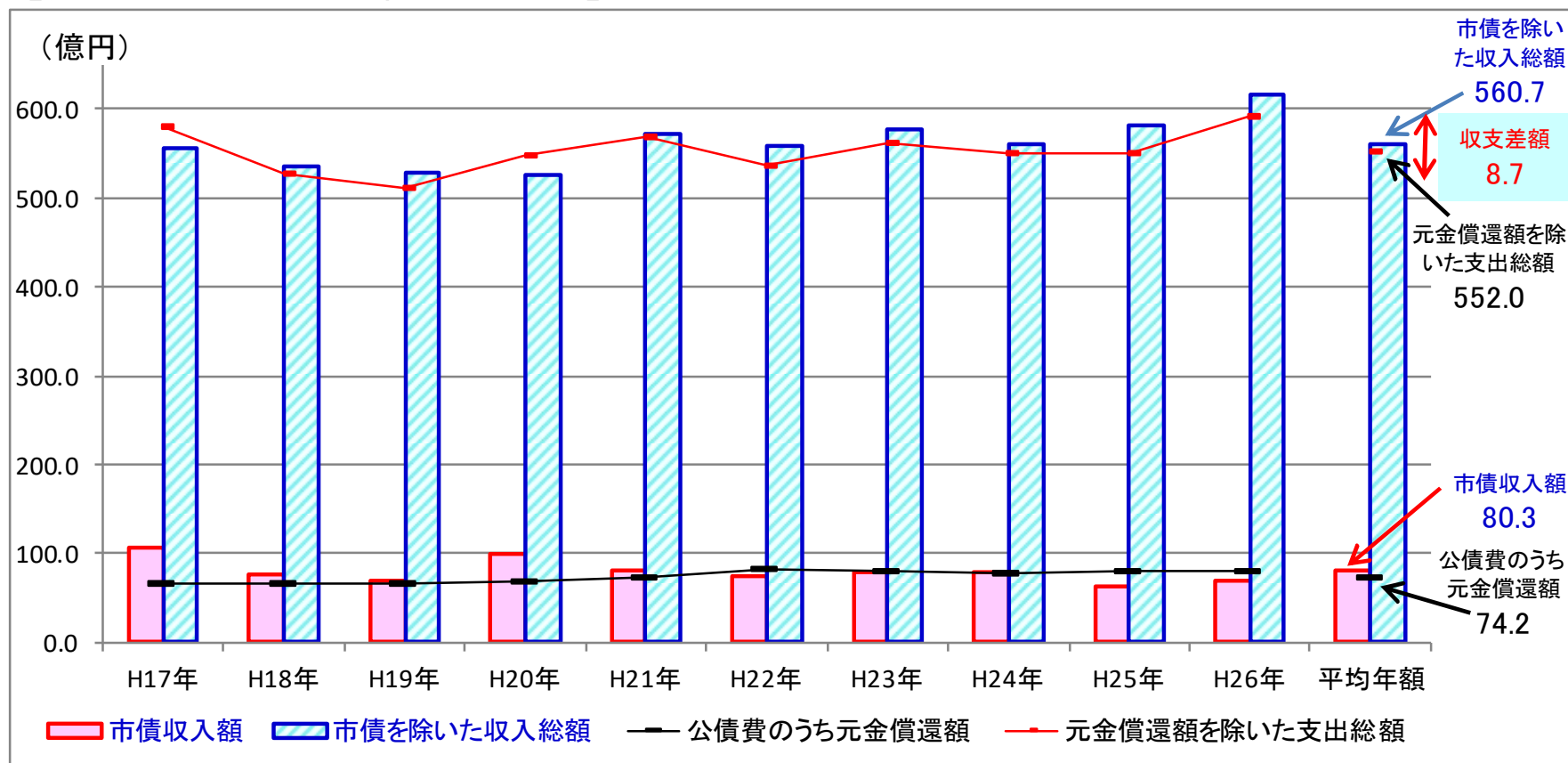
総合管理計画
P19



※R2年までの人口は、年齢不詳の人口を含まない国勢調査の人口を使用しています。
 ※R7年以降の人口は、「唐津市論点データ集(令和元年11月改訂)」の推計人口を使用しています。

- 日本の将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所 H29.4月)
 H27年 1億2,709万人 ⇒ R27年 1億642万人 ※約16%減
- 唐津市の人口推計 (唐津市論点データ集 R1.11月改訂版)
 H27年 約12.2万人 ⇒ R27年 約8.1万人 ※約34%減

7 充当可能な財源の見込み

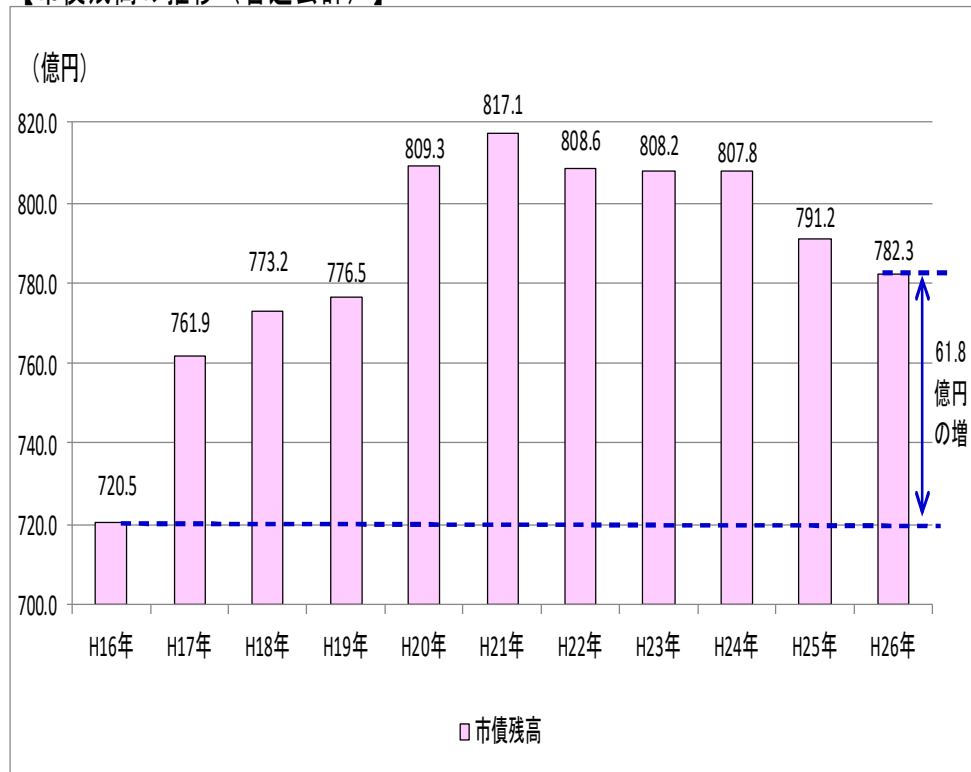


H17年度～H26年度の財政収支推移 (普通会計)

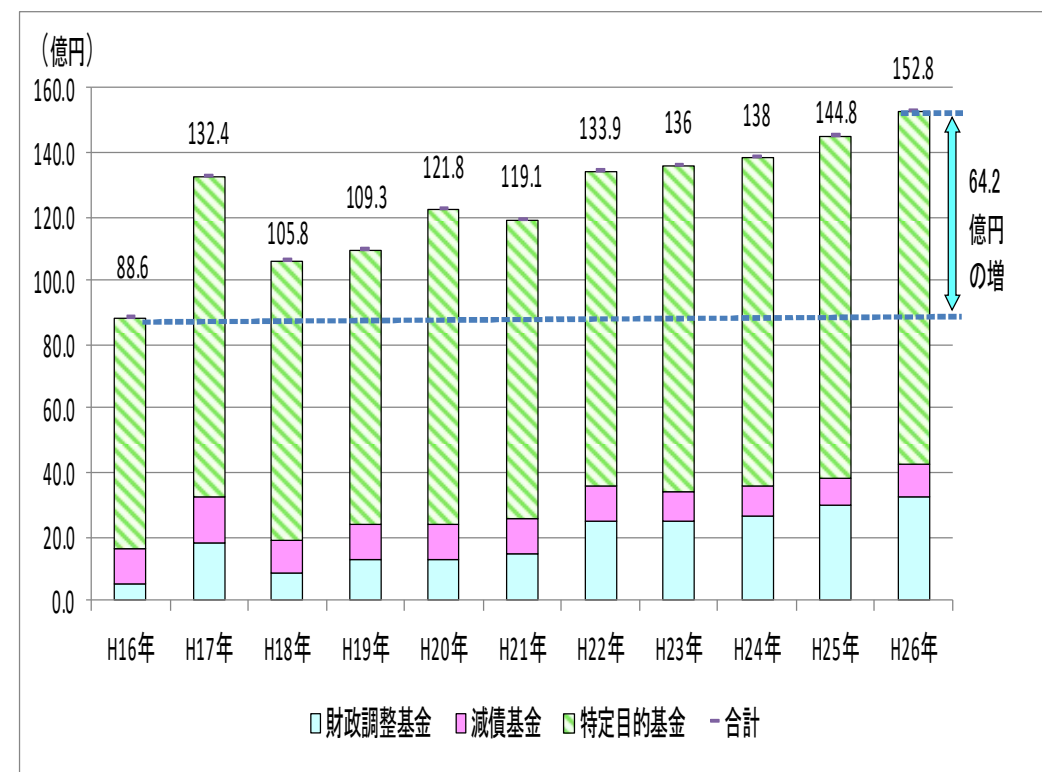
- 市債を除いた収入総額から償還元金額を差し引いた財政収支は平均年額で黒字
- 市債収入額から元金償還額を差し引いた財政収支は、平均年額で黒字
⇒市債残高は増加している。

7 充当可能な財源の見込み (続き)

【市債残高の推移 (普通会計)】



【唐津市の積立基金現在高の推移 (普通会計)】

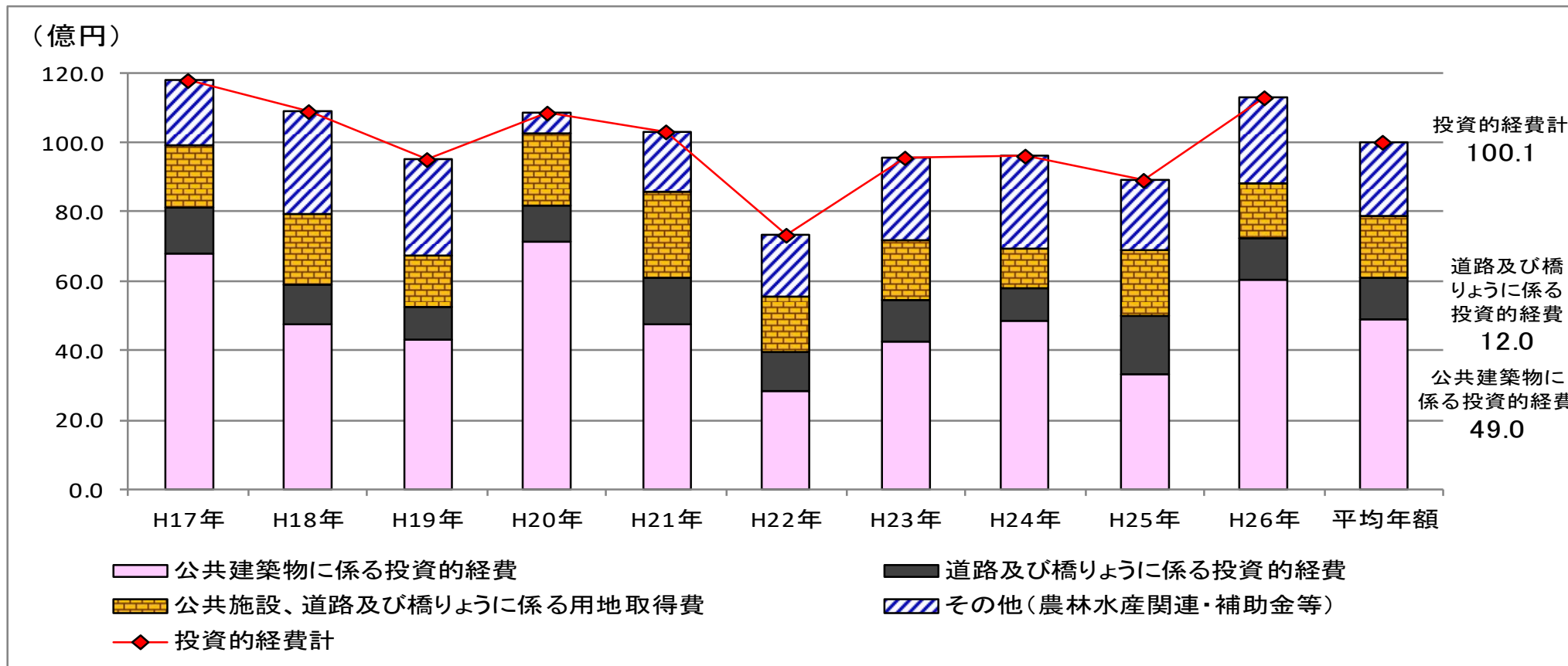


H17年度～H26年度の市債残高と積立基金現在高の推移 (普通会計)

- 市債残高は、約62億円増加しているが、基金残高も約64億円増加している。
⇒市町村合併後10年間は、健全な財政運営を行うことができた。

7 充当可能な財源の見込み (続き)

【投資的経費の推移及び内訳 (普通会計)】



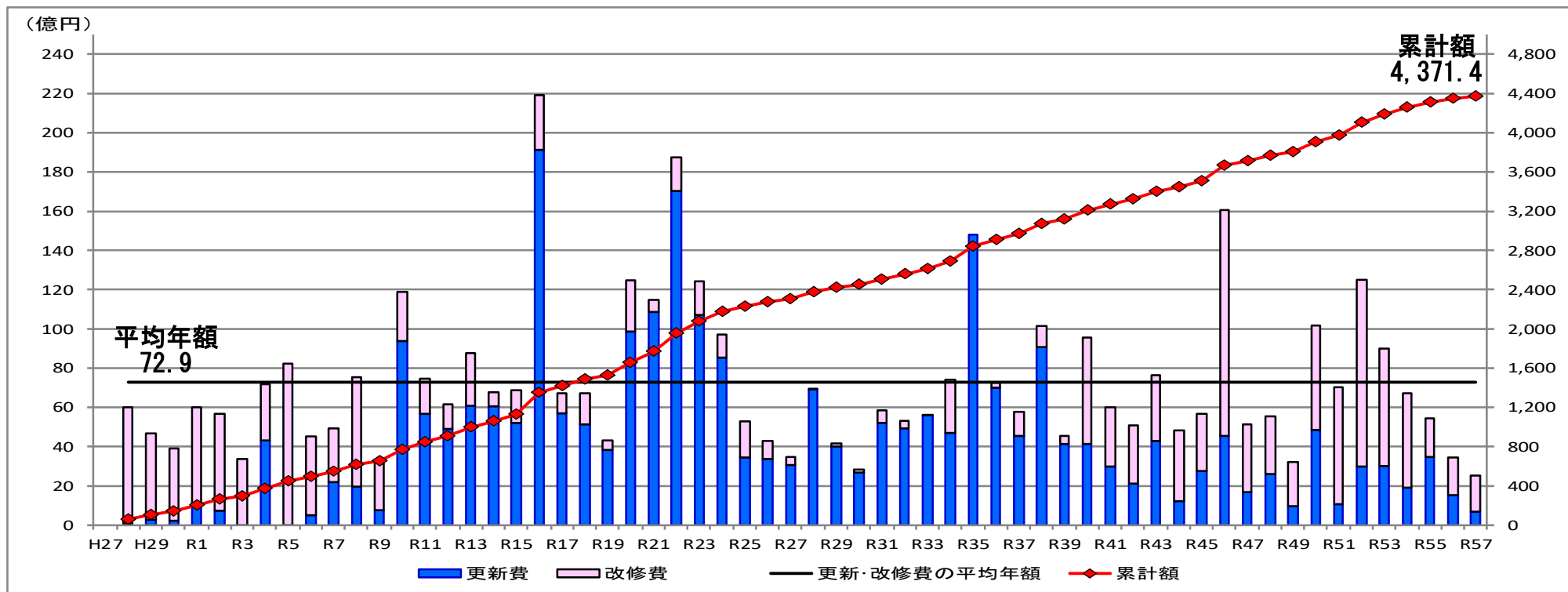
H17年度～H26年度の投資的経費の推移 (普通会計)

- 合併後10年間の公共建築物に係る平均投資年額
⇒約49億円

8 維持管理・修繕・更新費用等の見込み

【公共建築物の年度別推計額(更新費用等) ※対策なし】

総合管理計画
P27



※財団法人自治総合センターが公表した「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書」をもとに推計しています。

※「対策なし」は、共用開始後30年で大規模改修、60年で更新を行うものとして推計しています。（以下同じ）

※売却・解体予定施設分は計上していません。（以下同じ）

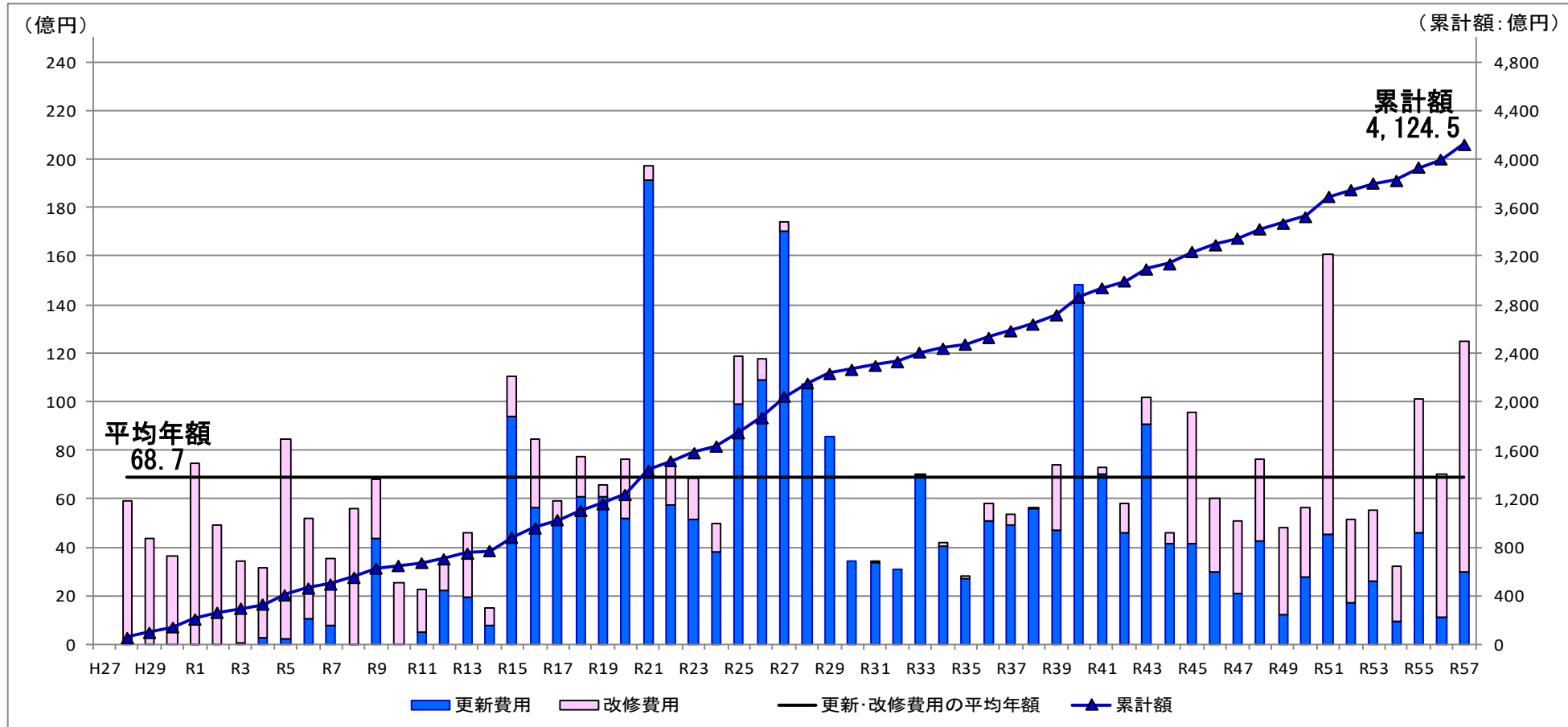
※S57～S60年度までに共用開始した施設は、平成27年時点で30年を経過していますが、H28から5年間で大規模改修を実施するものとして推計しています。（以下同じ）

- 公共建築物の更新周期を60年、大規模改修周期を30年とし、60年間の更新改修費を試算した結果、投資総額約4,371.4億円、平均年額72.9億円
⇒過去10年間の公共建築物の平均投資年額49億円から約24億円（33%）超過

【参考】

総合管理計画
P27

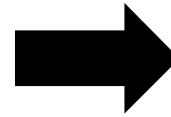
【公共建築物の年度別推計額(更新費用等) ※長寿命化対策】



※財団法人自治総合センターが公表した「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書」をもとに推計しています。
 ※「長寿命化対策」は、共用開始後30年ごとに大規模改修、既存施設は65年で更新、更新後施設は耐用年数100年で推計しています。

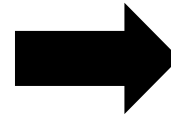
9 公共建築物保有量の目標

公共建築物の更新周期を60年、大規模改修周期を30年とし今後60年間の費用を試算



平均投資年額 72.9 億円

過去10年間の公共建築物の平均投資年額



49 億円

24 億円 (33%) 超過投資

建物を更新する場合

既存面積の33%を削減

機能集約・複合化による
公共建築物の削減

計画期間の削減目標

対象面積 79.6 万 m²

削減面積 14.7 万 m²

削減率 18.5%



令和3年度末現在

削減状況 2.71%

10 公共建築物の再配置に向けた取組方針

(1) 保有量の最適化（効率的な機能配置によるライフサイクルコスト削減）

- ①新規の公共建築物は、原則として整備しない。
- ②既存施設を更新する場合は、複合化・機能集約することを原則とし、利用状況及び将来人口を見据えた適正規模とする。
- ③民営化できる施設は、民営化を推進し、設置目的に沿った利用がなされていない施設は、用途変更又は廃止を進める。

(2) コストの最適化（効率的な運営による行政コストの削減）

- ①施設の維持管理は、予防保全を行うことで安全性を確保し、長寿命化によるライフサイクルコストの削減を進める。
- ②利用休止した施設も含め、使用可能な施設は売却、民間譲渡又は貸付を行うなど、民間のノウハウを活用し、財源確保及び保有コストの縮減を図る。

(3) 行政サービスの最適化（施設サービスの集約化・重点化）

- ①既存施設についても効率的な行政運営ができるよう、サービスの重点化及びサービス機能の集約による複合施設化を推進する。

(4) まちづくりの視点（安全・安心で利便性と地域の特性に応じた施設配置）

- ①施設を建設する際は、自然災害等の危険要因を踏まえ、安全・安心を考慮した配置とする。
- ②市民センターは、地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の複合施設化を推進し、圏域を超えた統廃合を含めた配置とする。
- ③将来的な社会的要請や市民ニーズの変化に応じるために必要となる施設については、設置目的とコスト面を十分評価したうえで、類似施設との統廃合や集約化を行うなど、保有量の最適化の考えに沿った配置とする。
- ④唐津市地域防災計画に基づく避難施設、退避施設を考慮した配置とする。
- ⑤離島においては、防災、医療、観光等を考慮した施設の多機能化を推進する。

1.1 インフラ施設の整備状況及び保有量等の目標

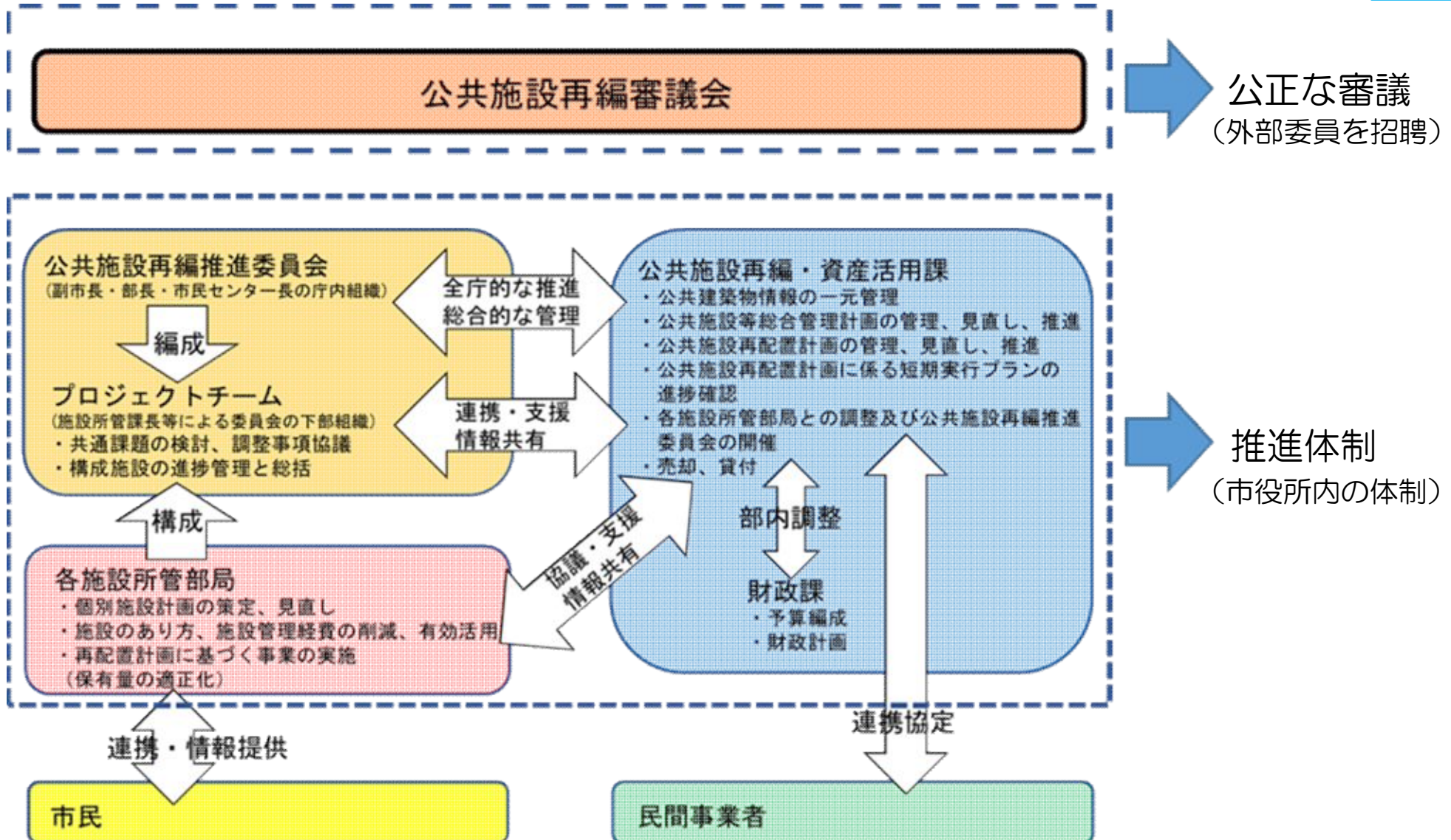
【インフラ施設の整備状況】

H26年度末現在

施設区分		内容	施設数量
上水道		管路延長	854 Km
		浄水場施設数	26 カ所
工業用水道		管路延長	15 Km
		施設数	1 カ所
下水道	公共下水道	管渠延長	551 Km
		処理施設数	5 カ所
	集落排水	管渠延長	127 Km
		処理施設数	27 カ所
	浄化槽	個別処理浄化槽設置数	1,840 基
	有線テレビ		光ファイバーケーブル延長
		同軸ケーブル延長	1,697 Km
道路・橋梁	市道	市道延長	1,433 Km
		橋梁・トンネル延長	13 Km
	林道	林道延長	315 Km
	農道	農道延長	15 Km
公園	都市公園	都市公園面積	699,276 m ²
		都市公園カ所数	34 カ所
	その他の公園	公園面積	782,594 m ²
		公園カ所数	223 カ所
漁港		外郭施設延長	17 Km
		係留施設延長	11 Km

- 【インフラ施設保有量等の目標】
- ・インフラ施設は、十分な水準に達していない。
 - ・機能集約や施設そのものの廃止が困難
⇒保有量での目標設定に代え、ライフサイクルコスト削減など個別の施設計画で定める。

1 2 全庁的な取組体制の構築



1 3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（要旨）

（1）PPP/PFIの活用

- ・今後もPPP（公設民営や指定管理者制度など）を活用し、施設の機能を維持・向上させながら管理運営コストの縮減を図る。
- ・国の支援制度を活用したPPPやPFIに関する研修会に参加するなど積極的な情報収集に努める。
- ・公共施設の更新及び大規模改修時には、PFIの事業スキームを含め、最も効率的・効果的な施設運営手法の比較検討ができるよう関係職員の育成に努める。

（2）県・国及び隣接市町の施設の利用及び共同設置

- ・サービス提供に必要な施設を全て市が単独で整備運営することを前提とせず、国・県及び隣接市町の施設利用及び共同設置を検討する。

（3）点検・診断等の実施方針

- ・計画的な点検により、安全性や耐久性に影響を及ぼすような劣化損傷の把握に努め、施設に与える影響を診断する。
- ・点検診断結果を蓄積し、次回以降の点検診断や施設の維持管理・修繕等を含む長寿命化対策に活用する。

（4）維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・従来の対処療法的な維持管理から、中長期的な視点に立った予防保全型の計画的な維持管理を中心とする。
- ・長寿命化によるライフサイクルコスト縮減を図る。

1 3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（続き）

（4）維持管理・修繕・更新等の実施方針（続き）

- 大規模改修等については、緊急性を踏まえ実施時期を調整し、財政負担の平準化を図る。
- 施設の保有量は、新規整備の抑制や民間との役割分担、機能重複の有無、施設の必要性等を検証し、既存施設の民間譲渡や機能集約による複合施設化を推進する。

（5）安全確保の実施方針

- 危険性が高いと認められた施設は、利用休止など必要な安全措置を行ったうえで、施設の継続使用や機能の移転先を検討する。
- 継続使用する必要がある場合は、緊急性を考慮したうえで、必要な改修工事を行う。
- 利用が休止され、今後も利用見込みがない施設は、老朽化に起因する事故を排除し、施設の適正配置を総合的かつ効果的に推進するため、施設除却に対する地域住民の合意が得られたものから速やかに除却し、地域住民による跡地の活用や売却の検討を行う。

（6）耐震化の実施方針

- 「唐津市耐震改修促進計画」に基づき耐震診断と耐震改修工事を計画的に実施する。
- 災害時に拠点となる施設や多くの市民が利用する施設は、地震等発生時における安全性や機能維持が求められるため、平常時の計画的な点検に努める。

1 3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（続き）

（7）長寿命化の実施方針

- 国が提供する技術的な知見やノウハウ等の情報を参考に、目視による点検項目を整理し、予防保全型の維持管理への移行を促進する。
- 施設の利用状況、緊急性、重要性を考慮し、複合化や施設間の優先順位を検討し、計画的に進めることで財政負担の平準化を図る。

（8）ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 施設の改修・更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい施設への改善を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮するなど、市民ニーズも考慮し、機能性の向上に努める。

（9）脱炭素化の推進方針

- 唐津市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進に取り組む。

（10）統廃合の推進方針

- 民間事業者によるサービス提供が定着し、より効果的な活用が見込まれる施設は、利用休止・有償譲渡を検討する。
- 利用者が特定の地区住民や団体等に限定される施設は、利用休止・無償譲渡を検討する。
- 利用率が低いものの更新等が必要な施設は、他の公共施設への機能移転を検討し、可能であれば除却するなど保有量の縮減に努める。

1 3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（続き）

（10）統廃合の推進方針（続き）

- 現在の規模及び機能を維持する必要性が低い施設は、国や他の地方公共団体、あるいは民間団体の機能集約を検討し、多機能施設化を推進する。

（11）地方公会計（固定資産台帳）の活用

- 有形固定資産減価償却率から老朽化状況を予測し、中長期的な対策時期の検討資料として活用する。

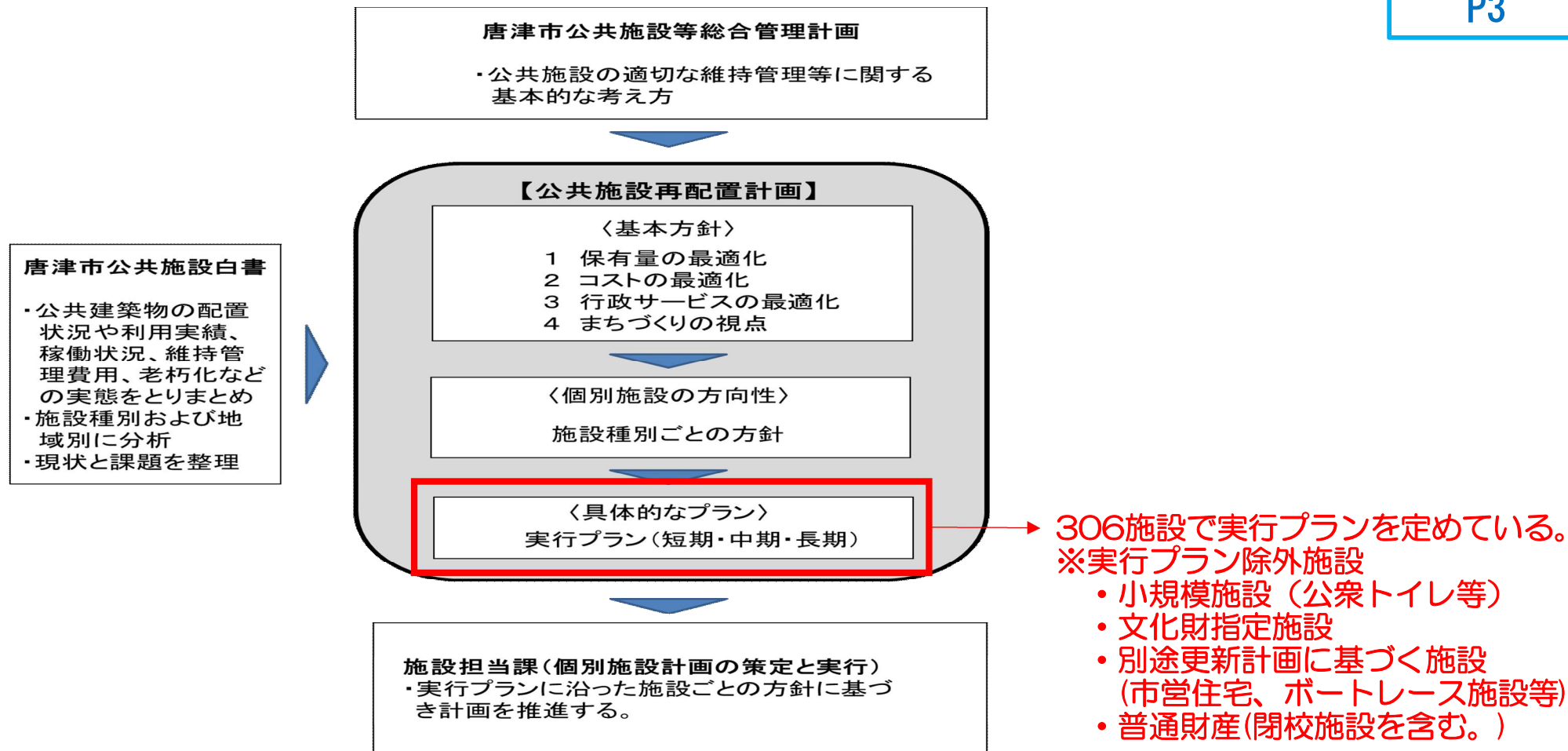
（12）未利用地等の処分及び活用に関する実施方針

- 活用見込みのない未利用地のほか、公共施設等を解体した跡地については、原則として売却又は貸付等を行い、保有量と維持管理費の削減に努め、新たな財源の確保に取り組む。

（13）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 全庁的な取り組み体制として「公共施設再編推進委員会」を設置し、計画を推進する。
- 公共施設等に関する情報は、各所管課において現状を把握するとともに、課題等を整理し個別施設計画の策定を行い、公共施設等総合管理計画に反映し全庁的に共有する。

1 計画の位置付け



- ・再配置の基本方針(=公共建築物の再配置に向けた取組方針)
- ・基本方針をもとに、施設種別ごとの方針を定め、具体的な実行プランを定める。
- ・計画期間は、30年間(H30年度~令和29年度)

2 施設長寿命化の考え方

長寿命化する施設については、目標使用年数を次のとおり設定し、故障や不具合などを未然に防ぐために必要な改修工事など、予防保全型のメンテナンスを行っていく。

構造	目標使用年数	
	既存施設	新築施設
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造	築後 65年	築後 100年
木造	個別判断	

※ 既存施設については、建築基準法に基づく耐震基準を満たしていることを前提とします。

※ 定める目標使用年数は目標値であり、実際の使用年数は劣化状況などによって増減する場合があります。

※ 木造（木材）の目標値としては築後30年を目安としますが、構造としては、手入れを怠らなければ半永久的に使用可能でもあり、比較的簡易な施設から文化的施設まで広範囲に使用されているため、個別で判断します。

※ その他の構造や、建築基準法に基づく耐震基準を満たしていない施設は、減価償却資産の耐用年数を目安とします。

※日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS5 鉄筋コンクリート工事）において定めている、鉄筋コンクリート造の構造体の耐久性を参考として、公共施設の目標使用年数を設定した。

※目標使用年数に達していない施設であっても、複合化・集約化により改築や解体が合理的な場合、災害等による被害を受けた施設の更新や除却などは、この限りではない。

※更新しない方針の施設については、長寿命化を行わず、耐用年数を目処に用途廃止を進める。

3-1 施設種別ごとの方針 (庁舎等)



対象施設	方針
本庁舎	現在の配置とする。
市民センター	地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の複合施設化を推進し、圏域を越えた統廃合を含めた配置とする。
出張所	出張所の圏域にあるコンビニや郵便局等での行政サービスの環境を整え、用途廃止を行う。
消防庁舎	消防本部は現在の配置を基本とし、消防署分署は現在配置の5施設とする。

3-2 施設種別ごとの方針（衛生施設）



対象施設	方針
火葬場	将来的に市域に一つの配置とする。大平山畜苑を除く火葬場については、段階的に統合することとし、斎場機能については廃止を進める。
衛生処理センター	バイオマス事業の実証実験結果を踏まえたうえで、必要な機能を維持する。
ごみ処理場	一般廃棄物処理施設および最終処分場については、それぞれ市域に一つの配置を基本とする。

3-3 施設種別ごとの方針（義務教育施設）



対象施設	方針
中学校	「唐津市立学校通学区審議会」の答申に基づき、将来の生徒数の推移を見ながら、学校規模の適正化ならびに適正配置を行う。必要に応じ小中併設校の検討も行う。
小学校	「唐津市立学校通学区審議会」の答申に基づき、複式学級の解消に努め、学校規模の適正化を進める。また、将来の児童数の推移を見ながら、小学校の適正配置を行い、必要に応じ小中併設校の検討も行う。
教員宿舎	必要数を維持するものとし、閉校により不要となった施設は用途廃止を行う。
学校給食センター	市域に2つの配置とし、西部学校給食センター（仮称）が供用開始された後に、自校式の給食センターは離島を除き全て用途廃止を行う。

3-4 施設種別ごとの方針 (生涯学習施設)



対象施設	方針
公民館	施設配置については、小学校区分毎に一つ、市民センター圏域については、圏域区分毎に一つを基本とする。校区の再編により複数となった場合は、施設の更新時期に合わせて統合を進める。
集会所	自治会が所有する公民館類似施設との公平性の観点から、地元自治会への譲渡を進め、施設の更新は行わない。
図書館	市域に一つの配置とする。
社会教育 研修施設	施設の老朽度に応じて、公民館等への機能集約または用途廃止を進める。
人権センター等	現在の配置を基本とし、利用状況を考慮した適正規模での配置とする。施設によっては、他の公共施設への機能移転や複合化を進める。
体育館・武道館	国民スポーツ大会などの競技会場として使用する大規模な施設は現在の配置を基本とする。その他の施設については、利用状況により用途廃止または学校体育施設への機能集約を進める。なお、閉校した小中学校の体育施設の更新は行わない。
プール グラウンド施設 球技場	国民スポーツ大会などの競技会場として使用する大規模な施設は現在の配置を基本とする。その他の施設については、利用状況により用途廃止または学校体育施設への機能集約を進め、施設の更新は行わない。
市民会館・文化会館	概ね1,000人規模の施設は市域に一つの配置を基本とする。その他の施設については、利用状況により用途廃止を進める。複合施設のホール機能については、それぞれの施設の方針による。
歴史資料館	施設の利用状況により用途変更、用途廃止または他の公共施設への機能集約を進める。

3-5 施設種別ごとの方針 (福祉施設)



対象施設	方針
福祉施設	設置目的および利用状況を考慮した適正規模での配置とする。
福祉温泉・入浴施設	民営化を進め、民営化できない施設は用途変更もしくは、廃止を進める。
住生活支援施設	民営化・民間活用を基本とし、施設の利用状況により統廃合または用途廃止を進める。母子生活支援施設については、利用状況に応じた適正規模での配置とする。
保育所	利用状況に応じた適正規模による配置とし、他の公共施設との複合化または民営化を進める。
児童センター	用途廃止を進める。
放課後児童健全育成施設	新たな施設整備は最小限に留め、他の公共施設や余裕教室等の活用を進めるなど適正規模での配置とする。
老人憩の家	公民館等への機能移転を進め、単独施設としての更新は行わない。離島の施設においては機能を維持する。
高齢者センター	自治会圏域で利用されている施設については地元自治会への譲渡または、公民館等への機能移転を進め、施設の更新は行わない。離島の施設においては、多目的な用途への転換を進める。

3-6 施設種別ごとの方針（保健施設）



対象施設	方針
保健センター	将来的には市域に一つの配置とする。市民センター圏域にある施設については、多目的な活用を図ると共に、健診や保健指導が実施できる他の公共施設への機能移転を進める。
市民病院	地域医療の中核拠点として現在の配置とする。
診療所	地域の一次医療を確保するため、現在の配置を基本とする。離島の施設においては、複合化を含め機能を維持する。

3-7 施設種別ごとの方針 (観光・産業振興施設)



対象施設	方針
観光施設	歴史的文化的な施設及び制度上行政での所有が必要な施設は、現在の配置を基本とする。民営化できる施設は民営化を進め、施設の利用状況によっては用途廃止を進める。
観光温泉施設	民営化を進め、民営化できない施設は用途廃止を進める。
展示販売施設	民営化できる施設は民営化を進め、施設の利用状況によっては用途廃止を進める。ただし、地域住民の日常生活に関わる施設は、設置目的等を考慮し機能を維持する。
都市交流施設	民営化できる施設は民営化を進め、施設の利用状況によっては用途廃止を進める。ただし、避難施設としての機能は維持する。
農林水産支援施設	設置目的および利用状況を考慮した適正規模での配置を基本とする。自治会圏域で利用されている施設については、地元自治会への譲渡を進め、施設の更新は行わない。なお、設置目的に沿った利用がなされていない施設は、用途変更または廃止を進める。